

国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程第4条第2項  
に掲げる基本方針について

平成26年9月22日

最高管理責任者決定

令和3年5月25日一部改正

国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程第4条第2項に  
掲げる競争的研究費等に係る不正防止対策の基本方針については、以下のとおりとする。

- (1)不正防止対策に当たって、教職員等の取るべき行動を明確にする。
- (2)不正防止対策に当たって、不正防止対策の実施責任の所在を明確にする。
- (3)不正防止対策に当たって、競争的研究費等の運営及び管理並びにそれらに必要となる  
ルールに関する教職員等へのコンプライアンス教育の実施体制を示す。
- (4)不正防止対策の実態を把握し、検証する体制を示す。
- (5)不正使用が判明した場合に、当該者に厳正な処分を行うと共に、不正使用を行った要  
因を把握し、再発防止へ向けた対策を講じるための具体的行動を明確にする。